破産手続廃止

令和７年（フ）第９３９９号
東京都世田谷区三軒茶屋１丁目37番８号
破産者　株式会社ライブアップクリエーション
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９４００号
神奈川県横浜市瀬谷区相沢２丁目63―７　第10グランデュール平本203
破産者　土屋　憲二
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５３号
東京都足立区六町１丁目３―８　花園荘１号室
破産者　マーベリックス株式会社
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３７号
東京都江戸川区東瑞江１丁目25―６―301
破産者　秋葉　勝征
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１９１２号
東京都目黒区上目黒３丁目28―11―3003
破産者　落合　　剛
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３２３号
東京都台東区竜泉３丁目５―５―401
破産者　庄司　栄和
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２４５３号
東京都江戸川区小松川１丁目２―４―607
破産者　佐達　恭子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３３４号
東京都千代田区飯田橋１丁目９番６号
破産者　ＳＴＡＲ通信株式会社
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３３５号
東京都江戸川区中央２丁目17―21―303
破産者　植田　明彦
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３８７号
東京都江戸川区南小岩６丁目15―５―102
破産者　大塚　晃弘
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４２８号
東京都調布市西つつじケ丘２丁目１―８　エクセルハイツⅣ―802
破産者　菊池　直人（旧姓澤田）
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４２９号
東京都調布市西つつじケ丘２丁目１―８　エクセルハイツⅣ―802
破産者　菊池　香苗
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４８７号
東京都江東区北砂５丁目12―１―311
破産者　曽根　宏之
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７４０号
東京都中野区丸山２丁目７―１―1110
破産者　梅澤　敏子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８４５号
東京都杉並区和田３丁目47―８　第２コーポ藤２Ｆ１
破産者　宇田川紋右衛門
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０１６号
東京都練馬区東大泉４丁目23―13―403
破産者　小原　里沙
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０３８号
東京都日野市日野本町４丁目８―45
破産者　西村　敏秀
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０４７号
東京都大田区東蒲田２丁目31―２―306
破産者　大友　嘉也
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０８９号
東京都世田谷区千歳台３丁目22―10―205
破産者　小川　　泉
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１４５号
東京都江東区豊洲４丁目２―５―603
破産者　平田　恭一
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１４６号
東京都江東区豊洲４丁目２―５―603
破産者　平田　営美
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１８５号
東京都練馬区早宮４丁目30―６―201
破産者　吉田　　潤
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部